

2020年2月20日

弁護士 宮腰直子、佐藤美由紀、坂本博之、吉田悌一郎、岸朋弘

1 期日の概要

2020年2月14日、避難者訴訟第41回期日が実施されました。今回は、環境社会学者の関礼子教授の意見書に基づく意見陳述と、原告4人の本人尋問が行われました。

2 意見陳述の内容

当弁護団の宮腰直子弁護士が、関礼子教授の意見書に基づき、「ふるさと剥奪」被害の本質と、山木屋における「ふるさと剥奪」の被害実態について説明しました。

「ふるさと剥奪」は、「ふるさと喪失」と「ふるさと変容」を含む概念です。「ふるさと剥奪」には、「加害と被害の関係」つまり「東電の原発事故がふるさとを奪ったのだ」ということをはっきりさせる意味が込められています。

「ふるさと」とは何なのか、社会学の見地から「ふるさと」の本質について述べました。関教授によれば、「ふるさと」は、①人と自然とのかかわり、②人と人のつながり、③過去から未来への持続性、という3つの要素が三位一体で切り離せないものとして存在している時空間です。このような「ふるさと」は、そこに暮らす全ての人間の尊厳ある暮らしを支える基盤です。

この3つの要素に着目して山木屋の現状を説明しました。

山木屋では、山から田畑へ、田畑から牧畜・酪農へ、牧畜・酪農から田畑へとつながる循環型の農業が営まれてきました。しかし、長期間の避難と放射能残留のため、循環型農業はできなくなってしまいました。「復興事業」は、住民のためになっていません。山菜取りやイノシシ狩りもできなくなりました。

三匹獅子舞や様々な祭り・行事は、代々受け継がれて人と人のつながりを形成していましたが、避難により途絶え、避難指示解除後も後継者がおらず存続は困難です。

山木屋では自然風土に適ったユニークな教育を行ってきましたが、原発事故はその歴史と伝統を切断してしまいました。「復興事業」で造った小中学校は、生徒が戻らないため休校になります。

葬儀は「組」で行っていたものが、避難指示解除後、家族葬が増え、葬儀に

よって代々継承してきた人と人のつながりが崩壊しつつあります。避難指示解除後は、帰還する／しないで住民の間に分断が生じてしまいました。

このように避難生活が終わっても「ふるさと」は戻らないことを示し、「ふるさと剥奪」被害の重大性を強調しました。

3 本人尋問の内容

(1) Yさん（担当弁護士 佐藤美由紀）

Yさん（田代地区・第9区）は、原発事故により「山木屋は壊された」と述べました。

そして、原発事故によって奪われた伝統文化の一例として、山木屋の田代地区で行われていた三匹獅子舞の日山への奉納について語ってくれました。日山への三匹獅子舞の奉納がどのようなものだったのか、三匹獅子舞は再開しても日山への奉納は再開できておらず、将来的にも再開することが難しいということをお話しくれました。山木屋の「ふるさと剥奪損害」について書かれた関礼子教授の意見書の意見陳述の直後に、原発事故によって奪われた地域の伝統文化の具体例を示すことにより、裁判所にも「ふるさと剥奪」という事態をよりリアルに感じていただくことができたのではないのでしょうか。

また、Yさんは、春は青々とした緑のかおりがして、冬は寒いけれどキラっとした、そんな山木屋の空気が好きだったそうです。しかし、除染されていない里山の存在や、家の目の前ある仮置き場、近所にある帰還困難地域、仕事もない、地域に人が戻っていない現在の山木屋には戻りたくても戻れない。山木屋を離れたくないのに出ていけと言われ、未だ戻れないのに戻れと言われる。原発事故に人生を振りまわされた憤りを、静かに語っていただきました。

Yさんは、事故前の山木屋について、とても素敵な笑顔でお話くださいました。その表情が、言葉以上に、山木屋での生活の豊かさを物語っており、とても印象的でした。

(2) Iさん（担当弁護士：坂本博之）

Iさんには、主に、家族がバラバラになってしまったこと、山木屋には戻らないと決断したことを中心に話していただきました。思いのたけを全部話すと、2時間以上になってしまう、と当初仰っていましたが、ほぼ45分で、的確に、かつ感動的に話していただけたのではないかと思います。

Iさんは、山木屋6区の字問屋に、4世代8人家族で暮らしていました。しかし、本件原発事故によって、この家族が3つに分かれて、バラバラになってしまいました。そして、避難生活中、8人のうち、2人が亡くなりました。I

さんのお父さんと、長男の奥さんです。お二人とも、ふるさとの山木屋で、家族に囲まれて最期を迎えることが希望でしたが、叶いませんでした。

また、Iさんは、除染されていない山林に囲まれた山木屋には帰れないという長男とお孫さんたちの意見を尊重し、本件事故後も修理を重ねてきた山木屋の自宅を、苦渋の決断で撤去しました。Iさんの家は、山木屋小学校のすぐ下で、問屋の商店街も徒歩圏内でした。山木屋でも一番便利なところに住んでいたIさんの、帰還しないという決断は、山木屋という集落が失われてしまっていることを象徴しているように思います。

(3) Sさん（担当弁護士：岸朋弘）

Sさんは、本件事故前、地元山木屋にある鋳物工場で勤務していました。非常に責任のある業務で苦勞もありましたが、その分、製品が完成したときの達成感は大きかったといいます。本件事故後も、鋳物工場は稼働を続けざるを得ず、Sさんは被ばくの不安を抱えながら業務に従事しました。しかし、取引先の様子は、山木屋の製品というだけで嫌がっているように感じられ、Sさんはやる気を失っていきました。

Sさんは、本件事故後、福島市に避難しました。避難直後は、少しすれば除染も完了し、事故前の山木屋の生活が送れるだろうと考えていましたが、実際には、現在も田んぼは仮置き場のままで農業が再開できる状況ではなく、帰還者も少なく、事故前のような支え合いの中で生活できる状況は復興できていません。

Sさんが「事故直後の方がまだ希望があった。時間が経つにつれ、ふるさとが元に戻らないことがはっきりしてきて、どんどん希望がなくなってしまった」と寂しそうに語っている姿が印象的でした。

(4) Wさん（担当弁護士：吉田悌一郎）

Wさんは、お父さんの代から続く、山木屋で一番規模の大きな和牛農家を営んでいました。

和牛農家の仕事は、牛の餌作りや牛の放牧など、とても手間がかかり重労働ですが、Wさんのお宅では、1頭1頭苦勞しながら牛を増やして行き、原発事故前は30頭の牛を飼っていました。

しかし、原発事故が起こり、山木屋が計画的避難区域に指定されると、Wさん一家も自宅を出て避難を余儀なくされました。その際、苦勞して育ててきた30頭の牛はすべて処分せざるを得なくなりました。和牛の仕事に誇りとやりがいをもって生きていたWさんのお父さんは、その後何もやることができなくなり、塞ぎ込んでしまいました。原発事故によって、和牛農家という生業がすべて失われてしまったのです。

山木屋は現在、避難指示は解除されています。しかし、Wさんにはまだ未成年の子どもさんがいるため、未だに自宅に帰還することができず、避難生活を続けています。Wさんは、避難指示は解除されても、山林の除染などはされておらず、今でも放射線量の高い場所があり、まだ山木屋は未成年の子どもを連れて安心して帰れる場所ではないと考えているのです。

4 今後について

次回は2020年4月14日午後4時からと、4月15日（水）10時からの、2日間にわたって期日が開かれます。

3月12日に、仙台高等裁判所において、1訴訟控訴審の判決が言い渡されます。そこで、4月14日の期日では、弁護団から、控訴審判決の内容と、これを踏まえての2陣訴訟の今後の進行についての意見陳述を行います。そして、4月15日は、4名の山木屋原告の方の原告本人尋問を行い、尋問終了後に、今後の進行についての進行協議を行う予定です。

3月12日の1控訴審判決は、2陣ひいては他の避難者訴訟の結論にも大きな影響を及ぼすものです。ぜひご注目ください。

原告のみなさんと一緒に、最後まで訴訟活動を成功させていきたいと考えています。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

以 上